



成迫社会保険労務士法人  
 松本事務所 TEL 0263-88-2862  
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
 松本事務所 TEL 0263-38-7300  
 長野事務所 TEL 026-291-4160  
 飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## ～65歳超雇用推進助成金のご案内～

先月号でもお知らせしましたが、令和3年4月1日より70歳までの就業確保が**努力義務化**されました。この改正に伴い、今年度の助成金の拡充された内容がありますのでご案内します。

### 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

#### ○助成金の概要

- ① 65歳以上への定年の引き上げ
  - ② 定年の定めの廃止
  - ③ 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入
  - ④ 他社による継続雇用制度の導入
- ～いずれかの制度を実施した事業主に対して助成～



#### ○助成額 ( )は60歳以上の被保険者数が10名以上の場合

措置	年齢	助成額
定年の引上げ	65歳	25 (30) 万円
	66～69歳	5歳未満：30 (35) 万円 5歳以上：85 (105) 万円
定年の引上げ、または定年の定めの廃止	70歳以上	120 (160) 万円
継続雇用制度の導入	66～69歳	4歳未満：15 (20) 万円 4歳以上：40 (60) 万円
	70歳以上	80 (100) 万円

#### ○主な申請要件

- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ・定年の引き上げ等の制度を就業規則等の書面で整備すること
- ・社労士等の専門家に制度改正を依頼し、別途定める経費を支出すること
- ・高齢者雇用管理措置について1つ以上実施していること

日本は2025年には人口の約30%が65歳以上の超高齢化社会に突入するといわれています。今後、企業としては高齢労働者をどのように活用するか、人材活用の仕組みなどを見直す必要が生じてくるのではないのでしょうか。制度の変更には就業規則等の改定が必要ですので、詳しくは弊社担当者までご相談ください。

徳武 郁人

## 扶養控除等申告書への押印が不要になりました

今年度の税制改正により、**令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類**について原則として押印が不要となりました。

これにより**年末調整関係書類の扶養控除等申告書、保険控除申告書、基礎控除申告書**なども押印が不要となったため、申告書の作成がスムーズに行えるようになりました。



	押印の要否	税務関係書類の分類
原則	<b>不要</b>	・認印による押印が認められていた書類 例：確定申告書、扶養控除等申告書など
例外	<b>必要</b>	・実印および印鑑証明が必要な書類 例：担保提供関係書類、遺産分割協議書など